

事業者向け 電子契約サービス利用説明会

令和5年11月

鳥取県総務部政策法務課

電子契約サービスの導入について

- 本県ではこの度、県と契約を締結する事業者の皆様の利便性の向上のため、電子契約サービスを導入しました。
- **11月20日**付けの調達公告・指名通知・見積依頼より電子契約の利用が可能となります。

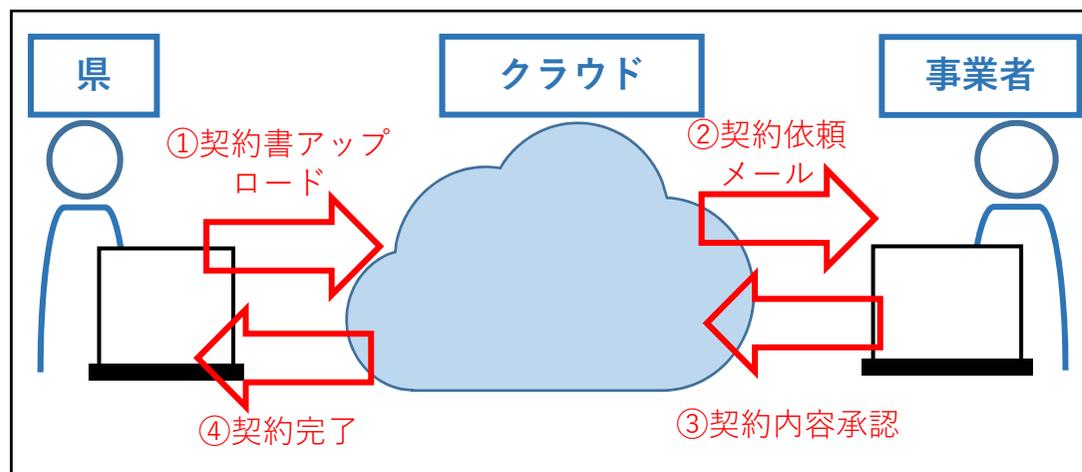
電子契約サービスとは

従来の押印の代わりに、契約書の電子ファイルに電子署名を施すことで、法的に有効な電子契約書を発行するクラウドサービスです。

主なメリット

- ✓ 印刷
- ✓ 製本
- ✓ 郵送費
- ✓ サービス利用料
- ✓ 収入印紙代

の全てが不要です。



事業者の皆様は、費用負担なしで、インターネット上の操作のみで契約締結が可能です。

電子契約サービスの対象となる契約

- 県が締結する物品売買、委託役務、工事等に関する契約。

※調達公告、入札説明書又は見積依頼に電子契約の利用が可能である旨が記載されております。

- 契約書又は請書で締結する契約

- 事業者が電子契約を希望する契約

→電子契約を希望されない場合は、従来通り紙契約で対応します。

電子契約サービス利用前の手続き

電子契約の利用には
メールアドレスが必要です。

契約前に「**電子契約同意書兼
メールアドレス確認書**」を県の契
約担当課に提出してください。
(押印不要)

入札説明書等に様式が定められている
場合は、その様式を使用してください。

※電子契約を希望されない場合は
提出不要です。

(様式第1号) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

以下の案件(契約)について鳥取県が利用する電子契約サービスを利用して電子契約を締結することに同意します。

なお、契約締結権限者の承認に利用するメールアドレス等は、次のとおりとします。

1 契約名(業務(工事)名、発注案件名等)

2 契約締結権限者

氏名 _____

メールアドレス _____

(発注機関の長) 様

年 月 日

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____
(個人の場合は氏名) _____

※留意事項。
利用するメールアドレスに変更があった場合、再度本様式による提出をお願いします。

その他

- 本説明会の説明資料については、政策法務課のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてこちらからダウンロードしてください。
URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/seisakuhoumu>
- 操作方法に不明点等ある場合は、以下のWAN-Signヘルプデスクにお問い合わせください。
- 各契約案件が電子契約の対象かどうかについては、調達公告等の記載をご確認の上、発注担当課にご確認ください。

WAN-Signヘルプデスク

営業時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝日除く）

TEL： 03-5425-5034

※自動音声案内が流れますので、2番を押してください

MAIL： wansign-help@wanbishi.ne.jp